

大分県フリースクール ガイドライン (改訂版)



平成30年5月
大分県教育委員会

目次

＜フリースクール ガイドライン＞

- 1 フリースクールとは
- 2 フリースクールに対する国の方向性
 - (1)フリースクール等への支援の経緯
 - (2)「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保に関する法律及び基本方針」
- 3 国・大分県におけるフリースクールの状況
- 4 望ましいフリースクールの活動について
 - (1)実施主体・事業運営について
 - (2)相談・指導の在り方について
 - (3)相談・指導スタッフについて
 - (4)施設・設備について
 - (5)学校、教育委員会、関係機関との連携について
 - (6)家庭との連携について
 - (7)その他
- 5 フリースクールとの連携の在り方について
- 6 今後の支援の方向性について

1 フリースクールとは

「フリースクール」の定義

「フリースクール」(英: Free School)の概念はきわめて多義的で

- 1 アメリカの授業料無償の公立小学校
- 2 アメリカのフリースクール協会(1805年設立)に加入する人道主義に基づく低所得者のための授業料無償の学校
- 3 イギリスのサマーヒル・スクールのようなデモクラティック・スクール
- 4 英米のオープン・エデュケーションを行っている学校
- 5 オルタナティブ教育の理念に基づく学校(オルタナティブ・スクール)
- 6 不登校の子供が通う非学校的な施設(日本)

などの意味で用いられる。(1)(2)での「フリー(Free)」は、「自由」ではなく「無料」を意味する。外国では主に(3)または(5)の意味で用いられ、日本では主に(6)の意味で用いられることが多い。



「民間において自主的に設置・運営されており、不登校児童生徒に対し、個別の学習や相談・カウンセリング、社会体験や自然体験などの体験活動、授業形式(講義形式)による学習などを行う場となっている。」

(「不登校児童生徒による学校以外の場での学習等に対する支援の充実 ～個々の児童生徒の状況に応じた環境づくり～(フリースクール等に関する検討会議最終報告)より」)

2 フリースクール等に対する国の方向性

(1) フリースクール等への支援の経緯

期日	具体例
平成26年7月	教育再生実行会議 第五次提言において、不登校となりフリースクール等で学ぶ子供への支援策について検討
平成27年1月27日	国のフリースクール等に関する検討会議発足
平成27年8月	フリースクール等に係る調査の実施
平成27年12月	平成27年度補正予算「フリースクール等で学ぶ不登校児童生徒への支援モデル事業」(640百万円)
平成28年6月2日	「ニッポン一億総活躍プラン」の中で、「フリースクール等の学校外で学ぶ子供への支援を行う」と明記。
平成28年7月	「不登校児童生徒への支援に関する最終報告 ～一人一人の多様な課題に対応した切れ目のない組織的な支援の推進～」
平成28年12月28日	「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」の公布
平成29年2月13日	「不登校児童生徒による学校以外の場での学習等に対する支援の充実 ～個々の児童生徒の状況に応じた環境づくり～(報告)」
平成29年2月	「学校以外の場における教育機会の確保等に関する調査研究」委託事業(15,500万円)
平成29年3月31日	「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針」の策定



2 フリースクール等に対する国の方向性 (2)「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律及び基本指針」

【基本理念】

1. 全児童生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるよう、学校における環境の確保
2. 不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の状況に応じた必要な支援
3. 不登校児童生徒が安心して教育を受けられるよう、学校における環境の整備
4. 義務教育の段階の普通教育に相当する教育を十分に受けていない者の意思を尊重しつつ、年齢又は国籍等にかかわらず、能力に応じた教育機会を確保するとともに、自立的に生きる基礎を培い、豊かな人生を送ることができるよう、教育水準を維持向上
5. 国、地方公共団体、民間団体等の密接な連携

国及び地方公共団体が講じるよう努める措置

不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等(第8条～第13条)

- ① 全児童生徒に対する学校における取組への支援に必要な措置
- ② 教職員、心理・福祉等の専門家等の関係者間での情報の共有の促進等に必要な措置
- ③ 不登校特例校及び教育支援センターの整備並びにそれらにおける教育の充実等に必要な措置
- ④ 学校以外の場における不登校児童生徒の学習活動、その心身の状況等の継続的な把握に必要な措置
- ⑤ 学校以外の場での多様で適切な学習活動の重要性に鑑み、個々の休養の必要性を踏まえ、不登校児童生徒等に対する情報の提供等の支援に必要な措置

「不登校は問題行動ではない」「不登校は誰にでも起こり得る」
「個々の休養の必要性を踏まえる」等を法及び基本指針に明記

3 国・大分県におけるフリースクールの状況について

(1) 全国の状況

☆国のフリースクールの状況

【1 団体・施設の形態】

- ・法人格を有する団体・施設が、7割弱（NPO法人が5割弱）
- ・2000年以降に設立された団体・施設が全体の7割弱
（設立から30年以上経過している団体・施設も20以上存在）

【2 在籍者数等】

- ・在籍する義務教育段階の子供の数は、約4,200人
（1団体・施設当たりの子供の数は平均約13.2人）

【3 スタッフ数等】

- ・勤務するスタッフの数は、約2,900人
うち、有給・週5日以上勤務するスタッフの数は、約900人
（1団体・施設当たりの有給・週5日以上勤務スタッフ数は平均約2.8人）

【4 活動内容等】

- ・個別の学習、相談・カウンセリングを行っている団体・施設がそれぞれ約9割
- ・社会体験、自然体験、調理体験、芸術活動、スポーツ体験は、いずれも7割以上の団体・施設で実施
- ・5割以上の団体・施設が、家庭への訪問を実施
- ・授業形式（講義形式）による学習は、約4割の団体・施設で実施

【5 会費等の状況】

- ・月額の手費（授業料）は、1～3万円・3～5万円とする団体・施設が、それぞれ4割弱、平均額は約3万3千円

【6 施設の保有状況】

- ・約95%の団体・施設が、常設の施設を保有
- ・常設施設を有する団体・施設のうち、約3割が自己所有、約1割が公共施設を借用、約6割が民間施設を借用

【7 設置の状況】

- ・全ての都道府県に1つは設置されている
（東京都、神奈川県、大阪府など20以上設置されている都道府県がある一方、11県では2つ以下の設置）

「小・中学校に通っていない義務教育段階の子供が通う民間の団体・施設に関する調査」より
（平成27年8月5日 文部科学省）

3 国・大分県におけるフリースクールの状況について(2)大分県の状況

	ハートフルウェブ	こころ応援塾	フリースペースまど	かたつむり学舎	志塾フリースクール大分	あすらんフリースクール
所在地	大分市下判田2334-1	大分市明野東1-23-43	中津市中殿563-1	中津市上如水1365番地	大分市日吉町2-19	大分市羽屋4-4
電話	097-507-0837 090-4340-5530	097-538-0558	0979-77-4230	070-5698-8739	097-574-4087	097-578-6995
開設	平成24年10月	平成27年7月	平成26年2月	平成20年12月	平成29年8月	平成30年4月
スタッフ	・代表 佐伯和可子氏 (一般社団法人「若葉会」代表理事)	・代表 つだ つよし氏 学習塾講師	・理事長 中村 康範氏 NPO法人スタッフ	・代表 福崎 はる氏 (一般社団法人代表理事) 臨床心理士・社会福祉学博士	・副理事 多々良友美氏 NPO法人スタッフ、大学生	・代表 片原由貴子氏 カウンセラー有資格者スタッフ
対象	小・中・高校生	小・中・高校生	全年齢対象	全年齢対象	小・中・高校生	小・中・高校生
活動及び支援内容	学習支援	○	○	○	○	○
	体験活動	○	○	○	○	○
	教育相談	○	○	○	○	○
	仲間づくり	○	×	×	○	○
	放課後デイサービス	○	×	○	×	○
	アウトリーチ	○	×	×	○	○
	給食	○	×	×	×	○
	寮	○	×	×	×	×
日時	・月～金曜 10時～18時 ・場合によっては土日の活動あり。 ・別途、併設する放課後等デイサービスや通信制高校利用可	・月、火、水、木 14時以降(予約制) ・金曜日は10時～12時	・利用者との相談のうえ決定。 また相談結果により、放課後等デイサービス、通信制高校などの併設施設の利用可	・利用する人の希望する時間に個別に対応	・平日の午前10時から夕方17時まで ・別途発達障がい児の児童生徒を対象とした放課後等デイサービス	・時間帯は平日の10時から14時であるが、利用者の状況に応じる ・通信制高校利用可
出席扱い	・校長裁量	・校長裁量	・校長裁量	・校長裁量	・校長裁量	・校長裁量

平成30年5月現在 大分県教育庁学校安全・安心支援課調べ

4 望ましいフリースクールの活動について

(1)実施主体・事業運営等について

実施主体について

NPO法人・個人の別は問わないが、実施者が不登校児童生徒に対する相談・指導等に関し深い理解と知識又は経験を有し、かつ社会的信望を有していること。

事業運営の在り方と透明性の確保について

不登校児童生徒の不適応・問題行動に対する相談・指導を行うことを主たる目的としていること

著しく営利本位でなく、入会金、授業料(月額・年額等)、入寮費(月額・年額等)等が明確にされ、保護者等に情報提供がなされていること。

「NPO法人」「中間支援組織」とは

NPO法人	特定非営利活動法人のことで、1998年(平成10年)12月に施行された日本の特定非営利活動促進法の定めるところにより設立された法人である。
中間支援組織	市民、NPO、企業、行政等の間にたって様々な活動を支援する組織であり、市民等の主体で設立されたNPO等へのコンサルテーションや情報提供などの支援や資源の仲介、政策提言等を行う組織を言う。中間支援組織自らがNPO等である場合もある。(平成23年2月内閣府「新しい公共支援事業の実施に関するガイドライン」より)

4 望ましいフリースクールの活動について

(2) 相談・指導の在り方について

① 相談・指導の在り方について

- ・児童生徒の人命や人格を尊重している。
- ・人間味のある温かい相談や指導を行っている。

② 相談・指導の体制について

- ・情緒的混乱、情緒障がい及び非行等の態様の不登校など、相談・指導の対象となる者が当該施設の相談・指導体制に応じて明確にされている。
- ・受け入れに当たっては面接を行う等、当該児童生徒のタイプや状況の把握が適切に行われている。

③ 相談・指導の内容について

- ・指導内容、方法、相談手法などがあらかじめ明示されている。
- ・児童生徒のタイプや状況に応じた適切な内容の相談や指導が行われている。
- ・相談、指導内容が義務教育制度、学習指導要領を前提としている。
- ・学習や体験活動については、カリキュラムを作成し、その計画の元で実施している。

④ 相談・指導の情報について

- ・児童生徒の学習支援や進路の状況等につき、保護者等に適切な情報提供継続的になされている。

⑤ 不適切な指導の根絶について

- ・体罰や児童生徒の人格を傷付けるような不適切な指導や人権侵害行為が行われていない。

4 望ましいフリースクールの活動について

(3) 相談・指導スタッフについて

① 相談・指導スタッフの資質について

- ・児童生徒の教育に深い理解を有している。
- ・集団の不適応や問題行動等について必要な知識・経験を持っている。
- ・児童生徒の指導に熱意を持っている。

② カウンセリング等の指導について

- ・専門的なカウンセリング等を行うにあたっては、心理学や精神医学等、それを行うにふさわしい、専門的知識と経験を備えた指導スタッフが指導にあっている。

③ 宿泊等の指導について

- ・宿泊による指導を行う施設にあっては、生活指導にあたる者を含め、当該施設の活動を行うにふさわしい資質を具えたスタッフが配置されている。

④ 学習活動等の指導について

- ・児童生徒に学習支援等を行うにあたっては、当該児童生徒の状況に応じたカリキュラムを作成し、その計画に基づき支援を行うことができるスタッフが配置されている。

⑤ 体験活動等の指導について

- ・児童生徒に体験活動を行わせるにあたっては、あらかじめ準備物を知らせるとともに、下見や事前踏査等を行い、危険性を予見し排除でき、当日の安全な運営を行うことができるスタッフが配置されている。



通所している児童生徒のみにならないよう、複数のスタッフが勤務していることが望ましい

4 望ましいフリースクールの活動について

(4) 施設・設備について

① 学習活動に必要な施設・設備

- ・通所している児童生徒の人数が個別・一斉に学ぶことができる環境を整備する。
- ・具体的には、学習スペース、机や椅子、図書、学習教材、実験材料、タブレット等の機器等を備えている。
- ・運動ができるようなグラウンドや体育館等の施設を備えていること。もしくは近隣にそのような施設があり、借用することができる。
- ・学習成果や、演奏や作品などの発表ができる場所や機会を有している。

② 体験活動に必要な施設・設備

- ・自然観察や農業体験、調理体験、芸術活動等の様々な体験活動ができる環境を備えていること。
- ・図書館見学や職場体験等が可能な施設が近隣にあり、また公共交通機関等で、そこに通う手段があること。
- ・宿泊体験ができる施設を備えていること、また宿泊体験ができる施設に公共交通機関等で行くことができる。

③ 面接や心理療法等に必要な施設・設備

- ・児童生徒や保護者等に対して、個別で話を聴くことができ、相談やカウンセリング、心理療法を行うことができる個室等の場所を備えている。
- ・箱庭療法やアートセラピー等の心理療法を行うことができるような道具や教材を備えている。

4 望ましいフリースクールの活動について

(5) 学校、教育委員会、関係機関との連携について

① 学校との連携について

- ・定期的な学習活動や出席状況等の説明の実施。
- ・学校関係者の訪問要請と見学や実習の受け入れの実施。

② 教育委員会との連携について

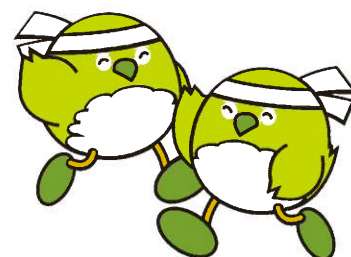
- ・個々のフリースクールの特徴等を教育委員会にあらかじめ伝えておき、教育委員会に保護者等が相談した際に情報を提供できるようにしておく。
- ・教育委員会が実施する不登校児童生徒に関する協議会や研修会等に参加し、国や県の最新の動向について理解する。

③ 福祉機関との連携について

- ・県や市町村の福祉部局や社会福祉協議会等と連携し、そうした機関が行う事業や政策等を理解し、支援を受けることができるようにする。

④ 民間団体同士の連携について

- ・フリースクール等の民間団体同士が連携することにより、不登校児童生徒の個々の状況に応じた多様で適切な学習活動が提供できるようにする。
- ・フリースクール等の民間団体同士が連携した学習や体験活動が行われ、一つの団体だけでは実施が難しい活動も可能となるようにする。



4 望ましいフリースクールの活動について

(6) 家庭との連携について

① 指導経過の定期的な連絡

- ・個々の児童生徒の状況に応じたきめ細かな指導・支援ができるのがフリースクールの強みでもあるので、その強みを生かした指導経過とその結果についての情報を保護者に定期的に伝えている。
- ・個々の児童生徒に応じた目標や取組方針を、スタッフ間や保護者等関係者との間で共有し、目標・方針に照らした状況を確認しながら、支援を進めている。

② 保護者との協力関係の構築

- ・保護者による児童生徒の様子への参観を随時認めるなど、常に情報を開示しながら、保護者の協力を得られるように努力している。
- ・保護者同士がつながる場や機会をもつことで、保護者の悩みや児童生徒の情報を共有するとともに、フリースクールへの協力関係を構築している。
- ・保護者の協力を仰ぎつつ、児童生徒や保護者が一緒に参加できるイベントや活動を組むことで、児童生徒及び保護者との信頼関係が高められる。

③ 訪問型家庭教育支援の実施

- ・課題を抱え、自ら保護者向けの学びの場や相談の場などに足を運ぶことが難しい保護者に対して、フリースクール等関係者が家庭に赴き、保護者への支援を通じて、児童生徒の情報を提供したり相談支援を行っている。

④ 面会、入会・退会の自由

- ・寮などの宿泊施設をもつフリースクールの場合、保護者が児童生徒に随時面会することができるようにしている。
- ・また、児童生徒及び保護者の任意により、入会したり退会したりすることができるようにしている。

4 望ましいフリースクールの活動について

(7) その他

① 個々の児童生徒の支援計画の作成

- ・国や大分県が様式を示している「児童生徒支援シート」を活用し、個々の児童生徒の状況やどのような支援が必要かという計画を個別に作成し、適宜学校関係者と共有する。
- ・フリースクールから学校復帰や進学、また他の団体に移動する際には「児童生徒支援シート」を移動先に引き継ぐようにする。

② 定期的なケース会議の開催

- ・困りを抱えている児童生徒の場合には、教育委員会や学校関係者と連携し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等が入ったケース会議を設定し、その会議にフリースクール等の関係者も入り、情報共有や支援の方向性を検討する。
- ・各学校には、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門スタッフの窓口となる「教育相談コーディネーター」を校務分掌の一つに置くようにしているので、フリースクール等の民間団体関係者についても、この「教育相談コーディネーター」を窓口とする。

③ 相談援助活動の充実

- ・フリースクールの中に、教育相談や児童生徒支援ができる心理や福祉の有資格者がいることが望ましい。
- ・そうしたスタッフによる児童生徒及び保護者に対するカウンセリングや相談活動を行う。



5 フリースクールとの連携の在り方

教育委員会・学校と民間の団体等の連携による支援の推進



＜考えられる教育委員会・学校との連携＞

- ① フリースクールを定期的に訪問・視察する。
- ② ホームページなどを通じてフリースクール等を紹介する。
- ③ フリースクール等との連携のための連絡協議会を設置する。
- ④ 教育委員会主催の会議にフリースクール関係者が構成員となる。
- ⑤ 教育委員会とフリースクール等で共同の事業を行う。
- ⑥ フリースクール等に対して授業委託を行う。
- ⑦ フリースクール等に対して施設の貸与を行う。
- ⑧ フリースクール等を施設の指定管理者として指定する。
- ⑨ フリースクール等が行う際の施設使用料の減免を行う。
- ⑩ フリースクール等に教職員を派遣し、研修を行う。
- ⑪ 学校に対してフリースクールに関する情報提供をしたり、学校によるフリースクール等の訪問を促したりする。



＜こうした連携による支援を進めるために＞

- ◎ 民間の団体等で行われる活動がより児童生徒の状況に応じた支援となるよう、一層の充実が図られることが期待される。
- ◎ そのため、「中間支援組織」と呼ばれる組織等が中心となり、一層の団体同士の連携協力が求められる。

6 今後の支援の方向性について

①調査研究等の実施

・フリースクール等の実態調査については、今後も継続して行う。

②県民の理解の増進

・「教育機会確保法」の趣旨を県民に広く周知し、理解を求める。
・具体的には、市町村教育委員会・学校関係者、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、医療・福祉関係者、保護者等に対する周知を積極的に行う。
・フリースクール等の民間団体について調査研究結果や、その活動状況などをあらゆる機会を通じて周知する。

③教職員の資質の向上及び確保

・「教育機会確保法」の趣旨を教職員に理解させるため、積極的に研修する機会を用意する。講師派遣については、民間団体関係者を呼ぶ。
・教員養成やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー養成に関係する大学の教育課程にも同法の趣旨を理解する機会をもつことを働きかける。
・教職員のフリースクール訪問、教職員の不登校の親の会への参加の促進、連携協議会や研修会の開催、進路説明会、当事者の経験を聞くイベント等への参加を進める。

④教材の提供その他の学習支援

・学校以外の学習活動に参加する児童生徒が使う学習教材、タブレット等の機器、実験材料・器具、講座参加費、講師料の提供等について支援する方向で検討する。
・学校外で学ぶ子どもたちが学習する際に使用する博物館・美術館などの社会資源の入場料等についても減免する措置を検討する。公共の体育施設の使用についても配慮する。

⑤協議機関や相談体制の整備

・県の主催においてフリースクール等の民間団体との協議機関や窓口を設け、民間団体等との懇談会や相談体制の確立を行う。

参考文献・資料

- 「民間施設についてのガイドライン(試案)」(平成15年5月16日文部科学省通知「不登校への対応の在り方について」)
- 「小・中学校に通っていない義務教育段階の子供が通う民間の団体・施設に関する調査」(平成27年8月5日 文部科学省)
- 「不登校児童生徒への支援に関する最終報告」(平成28年7月不登校に関する調査研究協力者会議)
- 「不登校児童生徒への支援の在り方について」(平成28年9月15日文部科学省通知)
- 「不登校児童生徒による学校以外の場での学習等に対する支援の充実」(平成29年2月13日フリースクール等に関する検討会議)
- 「『教育機会確保法』基本指針に対する意見聴取資料」(平成29年2月23日 特定非営利活動法人フリースクール全国ネットワーク)





問合せ先

大分県教育庁学校安全・安心支援課

〒870-8503

大分市府内町3-10-1（県庁舎別館6階）

Tel: 097-506-5547（フリースクール担当）